

社 内 憲 章

一、社長に選任される者は弊社持株会会員であり、四十一才の誕生日から五十六才の誕生日までの者たること。決して他社から迎えてはならない。己に厳しく、理解力・判断力・指導力に優れ、包容力のある円満な人格者たること。社長の役職を全うし猶將來性のある者は、会長又は相談役に就任する事ができる。

二、社長は創業以来の会社の方針や規則を遵守し、己の一存で勝手にこれを改竄してはならない。又、物事を決定する場合は、独断や偏見を避けるため素直な心で広く部下や会長の意見を聴くこと。

三、社長は常に普遍妥当的に物事を考え、感謝・誠実・融和の念に徹し、利益は社会に還元し世界の平和と繁栄に寄与するとともに、青春の心に溢れ高邁なビジョンを掲げ、社員の真のしあわせを思い会社の恒久発展を計ること。

四、会長・社長たりとも公私混同は許されず。常に権威を振りかざさず労使の別なく一心同体、全社員苦楽を共にし、利益は公平に分配し、真の非同族株式会社となし、株の配当は常に一割のみを継続し、是是非非、李下に冠を正さず、公明正大かつ私心を去り、会社の為には死をも辞さぬ覚悟であたること。又、信賞必罰、決定事項は遵守し、朝令暮改ならざること。

五、会長・社長は給料以外に、賞与又は機密費を取ってはならない。又、政治や宗教団体に関与したり、他社の役員を兼任しあるいは他に雇用され、若しくは自ら営業してはならない。

六、社員の向上心・活力を育成する意味と、社内に派閥をなくすため副社長・専務・常務等の役職を設けてはならない。又、社長・会長は常に社員と異体同心の意味から個室をもってはならない。

七、社長が事故・病気等で長期に亘り業務に支障をきたす場合や、決定的な経済不況に依らず、会社の業績が三期以上低迷した場合はいさぎよく社長を引退しななければならない。そのために常日頃から業務内容等明瞭にし、速やかに引き継ぎ出来るべく整理しておくこと。

八、弊社社員採用方法は、社長も含め決して他社からの引き抜きに依るべからず。会長・社長・全社員との血縁関係者は採用せず。公正なる審査を経て採用した社員に、素直な気持ちで何事も自発的に研修する意欲を持たせ、仁・義・礼・智・信の基礎から教育し、末は社長たるの資格をもつにまで至らしめ、組織面では社長と部長と課長と係長(所長)と社員のごとく命令系統を完成すると共に、その反面上からの指示・命令・教育をただ待つのではなく、アマゾン河の逆流(ポロロツカ)のように下からの力で逆に上司をも動かすべく部下を指導すべし。

九、社員教育は技術面に偏らず、人間的教養・情操面に力を入れるも先ず己から勉強すること。細微に亘る規則を多く造らず社員をおおらかな気風に導き、勇気をもつて難しい仕事もどしどし部下に任せ、何事もおそれずやりおおせる強い社員を育成すること。

十、敬天愛人、人間性の尊重を第一とし、己の欲せざるところ人に施すことなく、学閥や学歴偏重・人種差別・老若男女のわけへだて・会社の都合に依る転勤や、勤務年令制限をしてはならない。又誰の意見でも建設的なものは受け容れ、一旦当社に関係した誠実な人間に対しては、社の内外たるを問わず、何時迄も当社と共存共栄の策を講じること。

十一、会長以下社員は全て家族である。従って社内の規律・協調性・明朗化を図る意味において、社内男女間の交際はこれを認めず。これに反したる男性は直ちに退社しなければならぬ。

十二、完全なる石材専門商社の形態を守り、真面目な販売価格の設定・公正なる利潤、売買は正々堂々誠意と努力であたり、決して裏工作をしたり政治力を利用してはならない。又、創造力を育てる意味において褒賞金制度を設け、自分の仕事は自分で造り完遂さすことや、あらゆる経験を味あわせる意味において、各人の適正判断による海外出張を奨励すること。

十三、利は元にあり。よい商品を適正なる価格で広く求め、商売のルールは遵守するも取引先を限定せず。真のサービスとは何かをよく考え、販売のための供応や贈りものをしてはならない。

十四、温故知新、依怙地な考えや傲慢なる態度・巧言令色や華美なる風潮は厳に之を戒める。創業者の心と往時の苦勞を思い、常に初心を忘れず努力すべし。

以上の如く相定めぬ。

平成元年六月三日

日本石材センター株式会社

会長 明石恒重